

日医工MPS行政情報シリーズ

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

突合点検調整額連絡票・通知票 - 社会保険診療報酬支払基金 -

株式会社日医工医業経営研究所（日医工MPI）

資料作成：日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345 飯田裕美



nikky

資料No. 240523-275



株式会社日医工医業経営研究所

増減点連絡書・各種通知書の見方（医療機関・薬局）

5月（平成24年）に入ってから「突合点検調整額連絡票」についての質問をいただくようになりました。保険薬局（医療機関）に対して、処方元の医療機関（調剤した保険薬局）から減額した案内を「連絡票」でお知らせするものですが、薬局では『薬局が適用違いで査定された』と勘違いされるケースもあるようです。減額になった施設には「通知票」で案内されることとなります。

社会保険診療報酬支払基金のホームページに「増減点連絡書・各種通知書の見方」として、各種資料が掲載されていますのでご参考ください。

http://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/seikyushiharai_04.html

増減点連絡書・各種通知書の見方
[PDF形式: 13MB]

突合点検の実施に伴う新規帳票
【医療機関用】[PDF形式: 456KB]

突合点検の実施に伴う新規帳票
【薬局用】[PDF形式: 438KB]

突合点検調整額連絡票（薬局）の例

サイズ:A5(148×210)

突合点検調整額連絡票（薬局）

点数表4

薬局への「連絡票」は、処方元の医療機関からの減点をお知らせ

「連絡票」は、他院(局)の減点をお知らせするもの
「通知票」は、自院(局)の減点を通知するもの

薬局コード
薬店名

社会保険診療報酬支払基金 支部

下記の突合点検等に係る減点内容について、処方せん(写)を確認した結果、平成 年 月診療分において、減点分に係る費用を処方せんを交付した保険医療機関から調整しましたことを連絡いたします。

保険者 区分 患者氏名	診療年月日	受給者番号	調整金額	件数	日数	点数	一部負担金
			医療費	-		-	

医療機関別コード:
所在地:
名称:

例:平成24年2月診療分の
連絡は、5月に行われた。

事由及び箇所

番号	項目	事由	増減点	増減点内容			
	21	A	-	錠10mg 3錠	0錠	×	×

減点分の表示

事由

- A:「適応違い」
- B:「重複・過剰」
- C:A、B以外で医学的理由により適当と認められない
- D:算定要件に合致していない

整理番号: